

第106回 定時株主総会招集ご通知



日時

令和7年3月27日（木曜日）午前10時
（開場 午前9時15分）



場所

兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地
加古川プラザホテル 2階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面またはインターネット等による議決権行使期限

令和7年3月26日（水曜日）午後5時20分まで

目次

第106回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	5
事業報告	18
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告	36

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

令和4年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、そのアドレスなどを書面により通知する「株主総会資料の電子提供制度」が開始されました。本株主総会につきましては、株主様の利便性を考慮し、あわせてこれまでどおり株主総会資料を書面で郵送いたします。

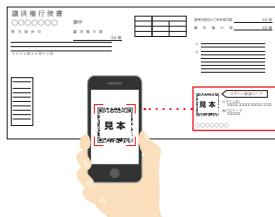
株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

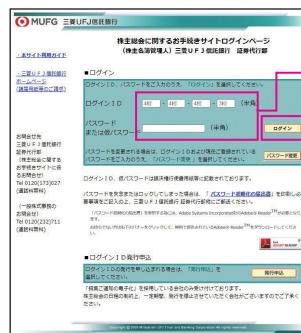
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

証券コード：4025

令和7年3月10日

兵庫県加古川市別府町緑町2番地

 **多木化学株式会社**

代表取締役社長 多木勝彦

株主各位

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

当社ウェブサイト <https://www.takichem.co.jp/ir/sokai/index.html>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「多木化学」または証券「コード」に「4025」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 / PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、「議決権行使書」のご返送、またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和7年3月26日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	令和7年3月27日（木曜日）午前10時（開場 午前9時15分）
2 場 所	兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地 加古川プラザホテル 2階 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	
報告事項	1. 第106期（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第106期（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3ページ記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項については、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査等委員会が監査した事業報告、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題として位置づけ、安定した配当を継続することを基本方針としております。また、企業の持続的発展と企業価値の向上を図るため、設備投資、研究開発投資及び合理化投資等にも配分いたしたいと存じます。

第106期の期末配当につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開、業績のほか諸般の事情を総合的に勘案するとともに、株主の皆様のご支援にお応えすべく、1株当たり50円の普通配当に新社長就任を記念し5円の記念配当を加え、55円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金55円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は466,263,435円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和7年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号 1	た き たか もと 多木 隆元	取締役在任年数	32年
	(昭和29年6月23日生) 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式の数	19,558株



昭和52年4月 当社入社
平成4年3月 当社経理部長
平成5年3月 当社取締役
平成7年3月 当社常務取締役
平成8年3月 当社代表取締役専務取締役
平成9年3月 当社代表取締役社長
令和6年3月 当社代表取締役会長（現）

男性

再任

■ 取締役候補者とした理由

各部門における経験を通じて当社業務全般に関する幅広い経験と知識を有しており、これまでの当社代表取締役社長及び代表取締役会長としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
2

た き かつ ひこ
多 木 勝 彦 (昭和58年11月7日生)

取締役在任年数 4年

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

所有する
当社の株式の数 11,320株



平成20年 4月 当社入社
令和 2年 9月 当社経理部担当部長
令和 3年 3月 当社取締役上席執行役員 経理部担当
令和 4年 3月 当社取締役上席常務執行役員 肥料営業部・化学品営業部統括、経理部担当
令和 5年 3月 当社取締役上席専務執行役員
肥料営業部・化学品営業部統括、経理部・資材部担当
令和 6年 3月 当社代表取締役社長 (現)

男性

再任

■ 取締役候補者とした理由

各部門における経験を通じて当社業務全般に関する幅広い経験と知識を有しており、これまでの当社代表取締役社長としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
3

まさ き たか ひさ
正 木 貴 久 (昭和37年11月24日生)

取締役在任年数 5年

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

所有する
当社の株式の数 3,016株



昭和60年 4月 当社入社
平成25年 4月 当社総務人事部長
平成29年 2月 当社総務人事部担当部長
しき島商事株式会社代表取締役社長
平成29年 3月 当社理事
令和 2年 3月 当社取締役上席執行役員 総務人事部担当
令和 4年 3月 当社取締役上席執行役員 総務人事部・内部監査部担当
令和 5年 3月 当社取締役上席執行役員 総務人事部・内部監査部・不動産事業部担当
令和 6年 3月 当社取締役上席常務執行役員 総務人事部・内部監査部・不動産事業部担当
(現)

男性

再任

■ 取締役候補者とした理由

営業部門、総務人事部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有するとともに、子会社においても会社経営に携わった経験を有しており、これまでの当社取締役上席常務執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号 4	いずみ 泉 かずなり 一成 (昭和40年1月4日生)	取締役在任年数	2年
		所有する 当社の株式の数	3,112株



昭和63年4月 当社入社
平成28年4月 当社エンジニアリング部長
令和2年3月 当社執行役員
令和3年4月 当社執行役員 本社工場副工場長
令和4年3月 当社上席執行役員 本社工場長
令和5年3月 当社取締役上席執行役員 本社工場担当、本社工場長
令和6年3月 当社取締役上席執行役員 本社工場・品質保証部・物流部・資材部担当(現)

男性 再任

■ 取締役候補者とした理由
研究開発部門、製造部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役上席執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号 5	いづつひろゆき 井筒裕之 (昭和40年10月19日生)	取締役在任年数	4年
		所有する 当社の株式の数	2,250株



平成2年1月 当社入社
平成27年4月 当社経営企画部長
令和2年3月 当社執行役員
令和3年3月 当社取締役上席執行役員 経営企画部・内部統制室担当
令和4年3月 当社取締役上席執行役員 経営企画部・CSR担当
令和6年3月 当社取締役上席執行役員
経営企画部・CSR(現サステナビリティ)・経理部担当(現)

男性 再任

■ 取締役候補者とした理由
研究開発部門、経営企画部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役上席執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
6

すず き ご ろ う
鈴木 吾郎

(昭和39年12月10日生)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

取締役在任年数

3年

所有する
当社の株式の数

2,312株



男性

再任

昭和62年 4月 当社入社
平成27年 4月 当社技術部長
令和 2年 3月 当社執行役員
令和 3年 4月 当社本社工場副工場長
令和 4年 3月 当社取締役上席執行役員 研究所担当、研究所長
令和 5年 3月 当社取締役上席執行役員 研究所担当、研究所長、
きのこ事業化プロジェクトチーム担当、リーダー (現)

■ 取締役候補者とした理由

研究開発部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役上席執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者当社代表取締役社長多木勝彦氏は当社代表取締役会長多木隆元氏の長男であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、本議案でお諮りする候補者全員との間で以下の内容を概要とする補償契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役との当該契約を継続する予定であります。

(補償契約の内容の概要)

①補償する範囲

会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償いたします。

②職務の適正性が損なわれないようするための措置

補償の要否及びその範囲等については、取締役会が判断を行うこととしております。

③補償の対象としない場合

- ・ 争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- ・ 当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役 (以下「被補償者」といいます。) が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
- ・ 被補償者とその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部

④被補償者が補償金の全部または一部を当社に返還する場合

- ・ 被補償者が自己もしくは第三者の不正な利益を図りまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合は、補償を受けた費用等の全部

4. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案でお諮りする候補者の全員は取締役として、すでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役として候補者全員を被保険者とする保険契約を同内容で更新予定であります。

(保険契約の内容の概要)

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号 1	しも やま まさ ひこ 下山 昌彦 (昭和39年9月10日生)	取締役在任年数	2年
	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式の数	1,931株



昭和63年4月 当社入社
平成31年4月 当社経理部長
令和2年3月 当社執行役員
令和5年3月 当社取締役（常勤監査等委員）（現）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

経理部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社常勤監査等委員としての実績を踏まえ、取締役の職務の執行の監督及び監査に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役（常勤監査等委員）として選任をお願いするものであります。

男性

再任

候補者 番号 2	いわ き たつ お 岩木 達郎 (昭和29年4月3日生)	取締役在任年数	5年
	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式の数	0株



昭和48年4月 広島国税局採用
平成27年7月 西宮税務署長退官
平成27年8月 税理士登録
平成30年11月 岩木達郎税理士事務所開設、所長（現）
令和2年3月 当社社外取締役
令和3年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となる以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、各地の税務署長等を歴任しており、税理士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務の執行の監督及び監査を行っていただくため、引き続き社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。

男性

再任

社外

独立

候補者 番号 3	しげ た しょう ぞう 重田 昇三 (昭和32年2月6日生)	取締役在任年数	4年
	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数	0株



昭和55年4月 日本火災海上保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) 入社
 平成25年4月 日本興亜損害保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) 常務執行役員
 平成25年4月 株式会社損害保険ジャパン (現損害保険ジャパン株式会社) 常務執行役員
 平成26年9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) 常務執行役員

平成27年3月 大阪ヒルトン株式会社代表取締役副社長
 平成29年3月 同社顧問
 平成30年3月 同社顧問退任

平成30年4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) 顧問
 平成30年6月 損保ジャパン日本興亜キャリアビューロー株式会社 (現損保ジャパンキャリアビューロー株式会社) 監査役

男性 再任
社外 独立

令和2年6月 損害保険ジャパン株式会社顧問退任
 令和2年6月 損保ジャパンキャリアビューロー株式会社監査役退任
 令和3年3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
 日本興亜損害保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) の常務執行役員等を歴任しており、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務の執行の監督及び監査を行っていただくため、引き続き社外取締役 (監査等委員) として選任をお願いするものであります。

候補者 番号 4	きた じま のり こ 北嶋 紀子 (昭和49年10月25日生)	取締役在任年数	2年
	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数	0株



平成12年4月 弁護士登録 井上隆彦法律事務所入所
 平成15年2月 フェニックス法律事務所入所
 平成24年1月 同法律事務所共同代表 (現)
 平成27年6月 三京化成株式会社社外取締役 (監査等委員)
 平成29年3月 ダイトロン株式会社社外監査役 (現)
 令和3年6月 大栄環境株式会社社外監査役
 令和5年3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現)
 令和6年6月 大栄環境株式会社社外取締役 (監査等委員) (現)

女性 再任
社外 独立

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
 過去に社外役員となる以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務の執行の監督及び監査を行っていただくため、引き続き社外取締役 (監査等委員) として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
5

みずのくみこ
水野 久美子 (昭和35年3月19日生)
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

取締役在任年数 一年
所有する
当社の株式の数 0株



女性

新任

社外

独立

昭和57年4月 日本火災海上保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) 入社
平成3年10月 青山監査法人入所
平成7年5月 水野会計事務所開設、所長 (現)
平成27年6月 東洋シャッター株式会社社外取締役 (現)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
過去に社外役員となる以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務の執行の監督及び監査を行っていただくため、社外取締役 (監査等委員) として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者水野久美子氏は、新任の候補者であります。
3. 当社は、候補者下山昌彦、岩木達郎、重田昇三、北嶋紀子の4氏との間でそれぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、4氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、候補者水野久美子氏が社外取締役 (監査等委員) に選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 候補者岩木達郎、重田昇三、北嶋紀子の3氏は、現在当社の社外取締役 (監査等委員) であります。岩木達郎、重田昇三の両氏の社外取締役 (監査等委員) としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年、北嶋紀子氏の社外取締役 (監査等委員) としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。なお、岩木達郎氏は過去に当社の業務執行者でない役員 (社外取締役) であったことがあり、その在任期間は1年であります。
6. 候補者岩木達郎、重田昇三、北嶋紀子の3氏は社外取締役 (監査等委員) の候補者であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
7. 候補者水野久美子氏は社外取締役 (監査等委員) の候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、本議案でお諮りする候補者のうち下山昌彦、岩木達郎、重田昇三、北嶋紀子の4氏との間で以下の内容を概要とする補償契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、4氏との当該契約を継続する予定であります。また新たに水野久美子氏との間で同内容の補償契約を締結する予定であります。
(補償契約の内容の概要)
①補償する範囲
会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償いたします。
②職務の適正性が損なわれないようするための措置
補償の要否及びその範囲等については、取締役会が判断を行うこととしております。
③補償の対象としない場合
・ 争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
・ 当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役 (以下「被補償者」といいます。) が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分

- ・被補償者がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部
 - ④被補償者が補償金の全部または一部を当社に返還する場合
 - ・被補償者が自己もしくは第三者の不正な利益を図りまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合は、補償を受けた費用等の全部
9. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案でお諮りする候補者のうち下山昌彦、岩木達郎、重田昇三、北嶋紀子の4氏については社外取締役（監査等委員）として、すでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案どおり承認可決された場合、社外取締役（監査等委員）として4氏を被保険者とする保険契約を同内容で更新し、また新たに水野久美子氏を被保険者とする同内容の保険契約を締結する予定であります。

(保険契約の内容の概要)

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

常勤の監査等委員である取締役を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



まつ い ゆ み
松井 由美 (昭和39年5月4日生)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

昭和62年 4月 当社入社
令和 4年 4月 当社内部監査部長 (現)

取締役在任年数 一年

所有する
当社の株式の数 1,300株

女性

■ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

工場部門、内部監査部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有するとともに、これまでの部長としての実績を踏まえ、取締役の職務の執行の監督及び監査に十分な役割を果たすことが期待できることから、補欠の取締役(常勤監査等委員)として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、候補者が取締役(常勤監査等委員)に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 候補者は、本総会終了後開催予定の当社取締役会の決議により当社執行役員に就任予定ですが、取締役(常勤監査等委員)に就任した場合、当社執行役員は退任となります。
4. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、候補者が取締役(常勤監査等委員)に就任した場合、以下の内容を概要とする補償契約を締結する予定です。

(補償契約の内容の概要)

①補償する範囲

会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償いたします。

②職務の適正性が損なわれないようするための措置

補償の要否及びその範囲等については、取締役会が判断を行うこととしております。

③補償の対象としない場合

- ・ 争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- ・ 当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役(以下「被補償者」といいます。)が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
- ・ 被補償者とその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部

④被補償者が補償金の全部または一部を当社に返還する場合

- ・ 被補償者が自己もしくは第三者の不正な利益を図りまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合は、補償を受けた費用等の全部

5. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が取締役（常勤監査等委員）に就任した場合、取締役（常勤監査等委員）として候補者を被保険者とする同内容の保険契約を締結する予定であります。

(保険契約の内容の概要)

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

ご参考：取締役の多様性マトリックス

第2号議案及び第3号議案並びに本定時株主総会終了後開催予定の取締役会で代表取締役選定の件並びに役付執行役員及び執行役員選定の件が承認された場合の取締役会・監査等委員会の構成及び各取締役に對して特に専門性・経験を活かすことを期待する分野は下記のとおりです。

氏名	職位	企業経営	財務/ 会計/ 金融経済	法務/ リスク管理	人事労務/ 人材開発	営業/ マーケティング	製造/品質	研究開発	IT/ デジタル 情報セキュリティ	サステナビリティ/ ESG
多木 隆元	取締役会長	●	●			●	●			
多木 勝彦	代表取締役社長	●	●				●		●	
正木 貴久	代表取締役 上席専務執行役員	●		●	●	●				
泉 一成	取締役 上席常務執行役員						●	●	●	●
井筒 裕之	取締役上席執行役員		●					●	●	●
鈴木 吾郎	取締役上席執行役員						●	●		●
下山 昌彦	取締役 (常勤監査等委員)		●	●						
岩木 達郎	独立 社外取締役 (監査等委員)		●						●	●
重田 昇三	独立 社外取締役 (監査等委員)	●	●			●				●
北嶋 紀子	独立 社外取締役 (監査等委員)			●	●					●
水野 久美子	独立 社外取締役 (監査等委員)		●	●		●			●	

(注) 1. 各人の有する専門性と経験のうち主なもの最大4つに●印をつけております。

2. 上記の企業経営は社内取締役については代表取締役経験者（主要子会社含む）に、社外取締役については他社での社内取締役経験者に●印をつけております。

以 上

ご参考：社外取締役の独立性基準

社外取締役の独立性は、会社法に定める社外要件及び株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に加え、最近において次の各要件のいずれにも該当しないことを判断の基準とします。

1. 当社の大株主（直近の事業年度末において直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
2. 当社を主要な取引先（直近の事業年度の年間連結売上高の2%を超える取引先。以下同じ。）とする者またはその業務執行者
3. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
4. 当社の会計監査人の代表社員または社員
5. 当社より、役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
6. 当社より、年間1,000万円を超える寄付を受けた団体に属する者
7. 当社の社外取締役としての任期が8年を超える者

I 企業集団の現況に関する事項

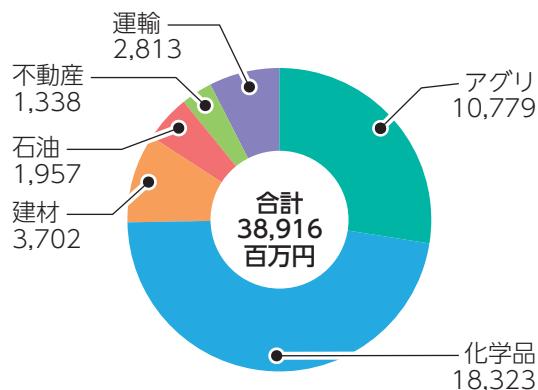
1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復しているものの、物価の上昇や金融資本市場の変動による下振れリスクや、アメリカの政策動向の影響など不透明な状況で推移しました。

このような環境の中、当社グループにおいては令和6年1月から推進している「中期経営計画2028」に基づいて、既存事業の収益力向上などに努めた結果、当連結会計年度の売上高は389億16百万円（前期比11.7%増）、営業利益は26億68百万円（前期比192.3%増）、経常利益は31億61百万円（前期比136.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億99百万円（前期比69.5%増）となりました。

報告セグメント別売上高

報告セグメント	売上高 (百万円)
アグリ	10,779
化学品	18,323
建材	3,702
石油	1,957
不動産	1,338
運輸	2,813
合計	38,916



2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は18億78百万円であり、その主なものは、継続中であつた本社新社屋の建設、化学品事業での超高塩基度ポリ塩化アルミニウム製造設備増強及び研究所一部移転に伴う建物等の取得であります。

また、当連結会計年度において継続中の主要設備の新設等は、研究所一部移転に伴う建物改修であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び社債発行等の特段の資金調達は行っておりません。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

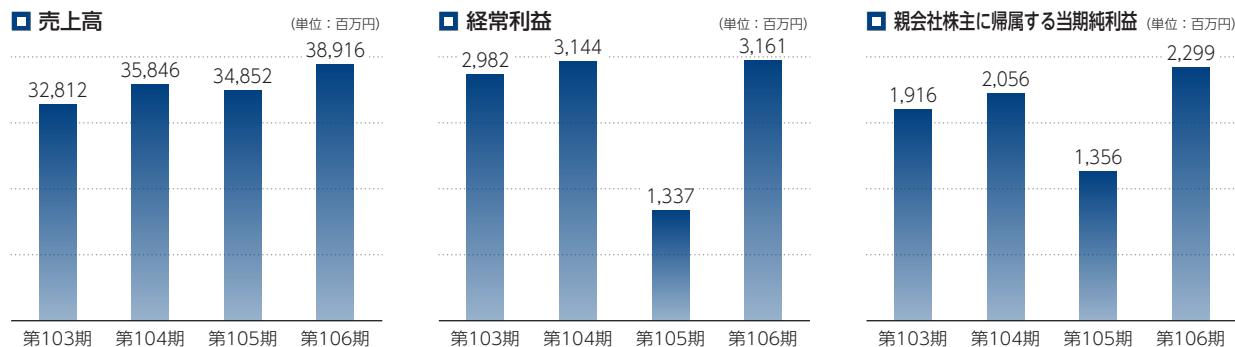
7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 財産及び損益の状況の推移

区 分	令和3年度 第103期	令和4年度 第104期	令和5年度 第105期	令和6年度 第106期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	32,812	35,846	34,852	38,916
経 常 利 益 (百万円)	2,982	3,144	1,337	3,161
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,916	2,056	1,356	2,299
1 株当たり当期純利益 (円)	221.46	237.53	156.86	271.37
総 資 産 (百万円)	46,037	50,323	51,299	58,402
純 資 産 (百万円)	29,378	32,057	33,899	37,959
1 株当たり純資産額 (円)	3,378.42	3,689.28	3,994.74	4,468.46

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第104期の期首から適用しており、第104期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（令和6年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
しぎ島商事株式会社	90百万円	100.0%	石油の販売
多木建材株式会社	90百万円	90.1%	石こうボードの製造・販売
多木商事株式会社	45百万円	100.0%	海上、陸上輸送

10. 対処すべき課題

企業が持続的に成長するためには、事業の競争力を高めて収益を確保するとともに、社会や環境の問題に真摯に向き合い、課題解決に貢献することは、企業価値を本質的に高める上で必要な要素であります。「中期経営計画2028」では4つの基本方針を掲げ、財務・非財務の両面から企業価値の向上に取り組んでまいります。

(1) 成長事業への積極的投資と新事業の創出

成長事業に対しては、積極的な投資によって事業の早期拡大を実現してまいります。メディカル材料、コーラーゲン材料は、品質や機能の向上によりライフサイエンス分野への展開を推進します。アルミニウム化合物やナノ材料などの機能性材料は顧客ニーズや技術動向を踏まえ開発と拡販に取り組みます。完全人工栽培に成功した「バカマツタケ」は、引き続き事業化に向け課題解決に取り組んでまいります。また、新事業・新商品の創出に関しては、自社開発に加え、産官学連携、M&A、海外進出などについても積極的に検討してまいります。

(2) 既存事業の深化による収益力向上

アグリ事業は、国内需要のさらなる縮小が予想される中、生産の合理化、物流の効率化などの取り組みの徹底に加え、農業関連の周辺領域の開拓により事業の拡大に努めます。化学品事業の水処理薬剤は、環境配慮型の水処理薬剤の市場浸透が進んできており、引き続き拡販に努めるとともに、気候変動に伴う水質の変化に対応した薬剤の開発等により新たな収益機会の獲得をめざします。不動産事業は、事業拡大と地域社会への貢献の両立をめざし、自社開発エリアを中心としたコンパクトシティ化に取り組みます。

(3) サステナビリティ・トランスフォーメーションの実践

「サステナビリティビジョン2030」で定めた4つのマテリアリティ、重要課題への取り組みを推進します。特に温室効果ガス削減を含む気候変動への対応、人的資本経営の推進、DXの推進など、当社グループの持続的な成長、発展に向けた取り組みにより企業価値の向上を図ります。

(4) GRCの推進

進展するビジネスのグローバル化、ICTの急速な発達など、企業を取り巻く経営環境の変化がますます激しくなる中、対応すべきリスクや要求されるコンプライアンスも複雑化・多様化してきております。ガバナンス（G）、リスク管理（R）、コンプライアンス（C）を一体的に捉え、責任ある企業活動を推進します。

経営の基本方針である企業の持続的発展と企業価値の向上に努めてまいりますので、株主各位におかれましては、何卒変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

11. 主要な事業内容（令和6年12月31日現在）

- (1) 肥料、化学品及び石こうボードの製造・販売
- (2) 石油の販売
- (3) 不動産の賃貸
- (4) 海上、陸上輸送

12. 主要な営業所及び工場（令和6年12月31日現在）

(1) 当社

本 社	兵庫県加古川市
支 店	東京都中央区
営 業 所	仙台市、東京都中央区、名古屋市、大阪市、兵庫県加古川市、北九州市
工 場	兵庫県加古郡播磨町、千葉県市原市、北九州市
研 究 所	兵庫県加古川市
商業施設	兵庫県加古川市

(2) 子会社

しき島商事株式会社	兵庫県加古川市
多木建材株式会社	兵庫県加古川市
多木商事株式会社	兵庫県加古川市

13. 使用人の状況（令和6年12月31日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減数
604名	5名減

(注) 上記の使用人数には臨時雇用者は含んでおりません。

14. 主要な借入先の状況（令和6年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	60百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	40百万円

II 会社の状況に関する事項

1. 株式の状況（令和6年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,458,768株
- (3) 株主数 5,888名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	672千株	7.93%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	339	4.01
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	302	3.56
株 式 会 社 中 国 銀 行	286	3.38
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	267	3.16
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	237	2.80
日 本 マ タ イ 株 式 会 社	223	2.63
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	200	2.37
株 式 会 社 イ ト ー ヨ ー カ 堂	200	2.36
有 限 会 社 フ ォ レ ス ト 企 画	187	2.21

- (注) 1. 当社は、自己株式(981,251株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役(社外取締役・監査等委員である取締役を除く。)	5,195株	7名

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（令和6年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
*取締役会長	多木隆元	
*取締役社長	多木勝彦	
取締役 上席常務執行役員	金治久守	肥料営業部・化学品営業部担当
取締役 上席常務執行役員	正木貴久	総務人事部・内部監査部・不動産事業部担当
取締役 上席執行役員	井筒裕之	経営企画部・サステナビリティ・経理部担当
取締役 上席執行役員	鈴木吾郎	研究所担当、研究所長 きのこ事業化プロジェクトチーム担当、リーダー
取締役 上席執行役員	泉一成	本社工場・品質保証部・物流部・資材部担当
取締役 常勤監査等委員	下山昌彦	
取締役 監査等委員	田村弘昭	
取締役 監査等委員	岩木達郎	岩木達郎税理士事務所所長
取締役 監査等委員	重田昇三	
取締役 監査等委員	北嶋紀子	フェニックス法律事務所共同代表 ダイترون株式会社社外監査役 大栄環境株式会社監査等委員である社外取締役

(注) 1. *印は代表取締役であります。

2. 当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
多木 隆元	代表取締役社長	代表取締役会長	令和6年3月27日
多木 勝彦	取締役上席専務執行役員 肥料営業部・化学品営業部統括、 経理部・資材部担当	代表取締役社長	令和6年3月27日
正木 貴久	取締役上席執行役員 総務人事部・内部監査部・ 不動産事業部担当	取締役上席常務執行役員 総務人事部・内部監査部・不動産事業部担当	令和6年3月27日
井筒 裕之	取締役上席執行役員 経営企画部・CSR担当	取締役上席執行役員 経営企画部・CSR（現サステナビリティ）・ 経理部担当	令和6年3月27日
泉 一成	取締役上席執行役員 本社工場担当、本社工場長、 エンジニアリング部長	取締役上席執行役員 本社工場・品質保証部・物流部・資材部 担当	令和6年3月27日

3. 取締役（監査等委員）田村弘昭、岩木達郎、重田昇三、北嶋紀子の4氏は、社外取締役であります。
4. 取締役（監査等委員）岩木達郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部統制部門との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために下山昌彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役（監査等委員）田村弘昭、岩木達郎、重田昇三、北嶋紀子の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社と各取締役（監査等委員）とは、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
8. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、取締役多木隆元、多木勝彦、金治久守、正木貴久、井筒裕之、鈴木吾郎、泉一成の7氏及び取締役（監査等委員）下山昌彦、田村弘昭、岩木達郎、重田昇三、北嶋紀子の5氏との間で以下の内容を概要とする補償契約を締結しております。

（補償契約の内容の概要）

①補償する範囲

会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償いたします。

②職務の適正性が損なわれないようにするための措置

補償の要否及びその範囲等については、取締役会が判断を行うこととしております。

③補償の対象としない場合

- ・争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- ・当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役（以下「被補償者」といいます。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
- ・被補償者がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部

④被補償者が補償金の全部または一部を当社に返還する場合

- ・被補償者が自己もしくは第三者の不正な利益を図りまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合は、補償を受けた費用等の全部

9. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

①被保険者の範囲 当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員

②保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

ロ. 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

ハ. 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

10. 取締役を兼務していない執行役員は、以下の5名であります。

執行役員	田中秀樹 (多木建材株式会社代表取締役社長)
	橋本成人 (多木商事株式会社代表取締役社長)
	磯田 茂 (本社工場長)
	大橋 正 (総務人事部担当部長、しき島商事株式会社代表取締役社長)
	大矢昭人 (化学品営業部長)

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

監査等委員でない取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定め、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定めることを基本方針としております。

報酬等限度額

監査等委員でない取締役の報酬等限度額は固定報酬と業績連動報酬である役員賞与を合わせて年額2億20百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とし、監査等委員である取締役の報酬等限度額は、年額60百万円以内としております。また、これとは別枠で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権として、監査等委員でない取締役に対して年額21百万円、株式数5,200株を限度として支給することが、令和3年3月30日開催の第102回定時株主総会において決議されております。当該決議に基づく監査等委員でない取締役の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は5名であります。

(監査等委員でない取締役)

報酬等決定方法

監査等委員でない取締役の報酬等は、株主総会で決議されました限度額の範囲内で、役員報酬内規等に基づき決定しております。報酬等の決定には、指名・報酬委員会が関与し、同委員会は代表取締役社長1名、取締役上席常務執行役員1名、取締役上席執行役員1名、独立社外取締役4名の合計7名で構成され、議長は社外取締役が務めております。役員賞与及び譲渡制限付株式の付与に関しては、指名・報酬委員会が定めた役位別配分割合に基づき、令和6年3月27日開催の取締役会において代表取締役社長多木勝彦に個人別の取締役の報酬等を決定する権限が授権されました。この手続きを経て、個人別の報酬等が決定されるため、取締役会はこのプロセスが方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、代表取締役社長多木勝彦に権限を委任した理由は、同氏が当社グループの事業環境や経営状況に精通し、総合的な判断に基づいて取締役の報酬等額を決定できると判断したためです。また、指名・報酬委員会の過半数は独立社外取締役で構成されているため、恣意的な判断が排除され、適切な権限行使が行われる措置を講じております。この方針は指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決議したものであります。

各報酬等の仕組み

イ. 固定報酬

個人別の報酬額は、役員報酬内規等に基づき、役位や在任年数別に応じた定期同額の基準月額を定めております。報酬額の改定は社会的水準及び従業員給与とのバランスを考慮して行い、毎年3月に決定し、4月から支給しております。

ロ. 役員賞与

短期的なインセンティブを与え積極的な業務執行に資するための業績連動報酬である役員賞与については、取締役会において決議した当社の経常利益予算額を指標とし、計算式により求められる総額を指名・報酬委員会で決定した役位別配分係数（係数は上位の役位ほど大きくなるように設定）により個人別に決定いたします。役員賞与総額は固定報酬と合わせて株主総会で決議された監査等委員でない取締役の報酬等限度額以内で、かつ50百万円以内とし、連結及び当社の経常利益予算額が2億50百万円未満の場合は支給いたしません。指標とした当事業年度の当社の経常利益予算額は11億63百万円、支給月は3月であります。

ハ. 譲渡制限付株式報酬

中長期的なインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬を支給しております。支給額は、令和3年3月30日開催の第102回定時株主総会において決議された限度額及び株式数の範囲内で、指名・報酬委員会で決定した役位別配分係数（上位の役位ほど係数が高い）に基づいて個人別に決定しております。この株式報酬は、毎年、定時株主総会終了後に開催される取締役会の決議を経て、翌月に支給しております。

二. 報酬等総額の割合

固定報酬と業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の報酬等総額に対する割合は、役位ごとの取締役人数、経常利益予算額、株価などにより変動しておりますが、概ね固定報酬80%、業績連動報酬10%、譲渡制限付株式報酬10%程度となります。

（監査等委員である取締役）

業務執行から独立した立場での監査・監督機能を重視されることから、業績を反映することは行わず、固定報酬である月額報酬のみで役員賞与や譲渡制限付株式報酬は支給いたしません。個人別の報酬額の具体的内容については、監査等委員の協議により決定いたします。

なお、取締役でない執行役員に対しても監査等委員でない取締役と同様の制度を導入することを令和3年3月30日開催の取締役会において決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	202	169	13	19	7
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	36 (20)	36 (20)	-	-	5 (4)
合計 (うち社外役員)	238 (20)	205 (20)	13 (-)	19 (-)	12 (4)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	岩木達郎	岩木達郎税理士事務所	所長	特別の関係はありません
社外取締役 (監査等委員)	北嶋紀子	フェニックス法律事務所	共同代表	特別の関係はありません
		ダイトロン株式会社	社外監査役	特別の関係はありません
		大栄環境株式会社	社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	田村弘昭	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに、指名・報酬委員会6回の全てに出席いたしました。 他社での豊富な経営経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	岩木達郎	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに、指名・報酬委員会6回の全てに出席いたしました。 税理士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	重田昇三	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに、指名・報酬委員会6回の全てに出席いたしました。他社での豊富な経営経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	北嶋紀子	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに、指名・報酬委員会6回の全てに出席いたしました。弁護士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和6年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	27,274
現金及び預金	7,458
受取手形及び売掛金	10,251
電子記録債権	2,568
棚卸資産	6,239
その他の	771
貸倒引当金	△14
固 定 資 産	31,128
有 形 固 定 資 産	16,990
建物及び構築物	7,985
機械装置及び運搬具	1,299
工具、器具及び備品	241
土地	7,112
リース資産	308
建設仮勘定	44
無 形 固 定 資 産	293
借地権	66
ソフトウェア	213
水道施設利用権等	9
ソフトウェア仮勘定	4
投資その他の資産	13,844
投資有価証券	13,649
繰延税金資産	32
その他の	196
貸倒引当金	△34
資 産 合 計	58,402

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	10,489
買掛金	6,703
短期借入金	529
1年内返済予定の長期借入金	62
リース債務	34
未払金	1,439
未払法人税等	749
未払消費税等	266
賞与引当金	43
災害損失引当金	159
その他の	500
固 定 負 債	9,954
長期借入金	283
リース債務	308
繰延税金負債	2,610
災害損失引当金	360
退職給付に係る負債	3,735
預り保証金	2,516
その他の	140
負 債 合 計	20,443
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	30,552
資 本 金	2,147
資 本 剰 余 金	1,446
利 益 剰 余 金	28,311
自 己 株 式	△1,352
その他の包括利益累計額	7,329
その他有価証券評価差額金	7,350
退職給付に係る調整累計額	△20
非 支 配 株 主 持 分	77
純 資 産 合 計	37,959
負 債 ・ 純 資 産 合 計	58,402

連結損益計算書 (令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		38,916
売 上 原 価		29,908
売 上 総 利 益		9,008
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,339
営 業 利 益		2,668
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	423	
そ の 他	95	520
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
そ の 他	15	28
経 常 利 益		3,161
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	92	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	35	
受 取 保 険 金	679	807
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
災 害 に よ る 損 失	652	
固 定 資 産 除 却 損	37	
固 定 資 産 圧 縮 損	15	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	707
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,262
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,066	
法 人 税 等 調 整 額	△102	964
当 期 純 利 益		2,297
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		1
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,299

貸借対照表 (令和6年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	24,868
現金及び預金	7,456
受取手形	656
売掛金	8,527
電子記録債権	1,163
商品及び製品	3,820
仕掛品	301
原材料及び貯蔵品	1,836
前払費用	54
短期貸付金	270
その他の金	781
貸倒引当金	△1
固 定 資 産	27,985
有 形 固 定 資 産	12,111
建物	5,784
構築物	809
機械及び装置	932
車両運搬具	9
工具、器具及び備品	227
土地	3,996
リース資産	308
建設仮勘定	44
無 形 固 定 資 産	291
借地権	66
ソフトウェア	213
水道施設利用権等	7
ソフトウェア仮勘定	4
投 資 そ の 他 の 資 産	15,582
投資有価証券	12,404
関係会社株式	3,043
長期前払費用	62
入金	79
その他の金	23
貸倒引当金	△31
資 産 合 計	52,853

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	11,558
買掛金	5,803
短期借入金	3,038
リース債務	31
未払金	1,284
未払法人税等	613
未払消費税等	201
預り金	209
災害損失引当金	159
その他の金	216
固 定 負 債	8,517
リース債務	307
繰延税金負債	2,124
退職給付引当金	3,317
災害損失引当金	360
預り保証金	2,270
その他の金	136
負 債 合 計	20,075
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	25,695
資本金	2,147
資本剰余金	1,345
資本準備金	1,217
その他資本剰余金	128
利 益 剰 余 金	23,698
利益準備金	368
その他利益剰余金	23,330
固定資産圧縮積立金	765
別途積立金	5,337
繰越利益剰余金	17,227
自 己 株 式	△1,496
評価・換算差額等	7,082
その他有価証券評価差額金	7,082
純 資 産 合 計	32,777
負 債 ・ 純 資 産 合 計	52,853

損益計算書 (令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		30,426
売 上 原 価		22,971
売 上 総 利 益		7,455
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,325
営 業 利 益		2,129
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	454	
関 係 会 社 業 務 受 託 料	33	
そ の 他	97	586
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
そ の 他	14	27
経 常 利 益		2,689
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	29	
受 取 保 険 金	655	688
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	606	
固 定 資 産 除 却 損	37	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
そ の 他	2	646
税 引 前 当 期 純 利 益		2,730
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	875	
法 人 税 等 調 整 額	△98	776
当 期 純 利 益		1,953

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

多木化学株式会社
取締役会 御中

令和7年2月17日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山 良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、多木化学株式会社の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、多木化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

多木化学株式会社
取締役会 御中

令和7年2月17日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山 良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、多木化学株式会社の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年2月17日

多木化学株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	下 山	昌 彦	㊟
監査等委員 (社外取締役)	田 村	弘 昭	㊟
監査等委員 (社外取締役)	岩 木	達 郎	㊟
監査等委員 (社外取締役)	重 田	昇 三	㊟
監査等委員 (社外取締役)	北 嶋	紀 子	㊟

以 上

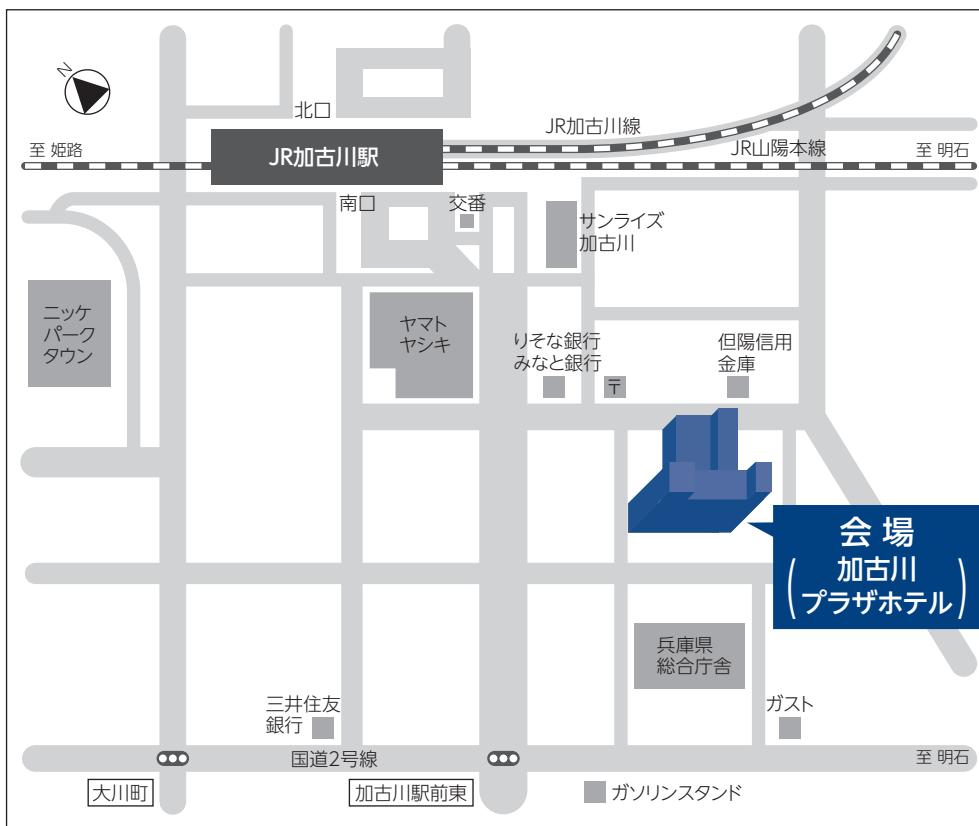
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

株主総会会場ご案内図

兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地
加古川プラザホテル 2階 電話 (079) 421-8877

交通のご案内 JR加古川駅南口より徒歩約5分



※本株主総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。